

# 産業廃棄物処分量許可証

複写

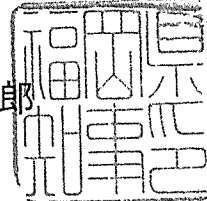
住所 福岡県糟屋郡宇美町大字井野4-3-2番地74

氏名 株式会社新生

代表取締役 小松 陽子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 7 年 2 月 7 日

許可の有効年月日 令和 12 年 2 月 6 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（圧縮切断）：金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上1品目

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 以上7品目

中間処理（破砕・選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

圧縮切断施設：設置場所 福岡県糟屋郡宇美町大字井野字ウソフキ4-3-2番74

設置年月日 平成25年4月5日

処理能力 273t/日（8時間）

選別施設：設置場所 福岡県糟屋郡宇美町大字井野字ウソフキ4-3-2番74

設置年月日 平成11年8月1日

処理能力 15.4t/日（8時間）

（以下裏面記載）

破碎・選別施設：設置場所 福岡県糟屋郡宇美町大字井野字ウソフキ432番74

設置年月日 平成29年5月9日

処理能力 廃プラスチック類 295 t/日(8時間)

紙くず 253 t/日(8時間)

木くず 464 t/日(8時間)

繊維くず 101 t/日(8時間)

ゴムくず 439 t/日(8時間)

金属くず 953 t/日(8時間)

ガラスくず等 591 t/日(8時間)

がれき類 1,248 t/日(8時間)

許可年月日 平成28年12月21日

許可番号 第605号

以下余白

### 3. 許可の条件

(1) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は32㎡以下とすること。

(2) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等(廃石膏ボードを除く。)、ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。)、がれき類)の保管数量はそれぞれ8㎡以下とすること。

(3) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は1㎡以下とすること。

以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 2月 7日 更新許可

平成22年 2月 7日 更新許可

平成26年 7月 31日 変更許可により中間処理(圧縮切断)の追加

平成26年 8月 6日 変更届出により中間処理(圧縮)の廃止

平成27年 2月 7日 更新許可

平成30年 4月 5日 変更許可により中間処理(破碎・選別)の追加

令和 2年 2月 7日 更新許可

令和 7年 2月 7日 更新許可

以下余白

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無